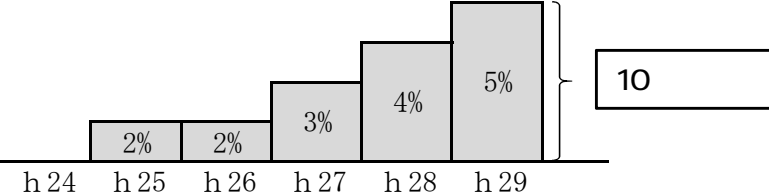
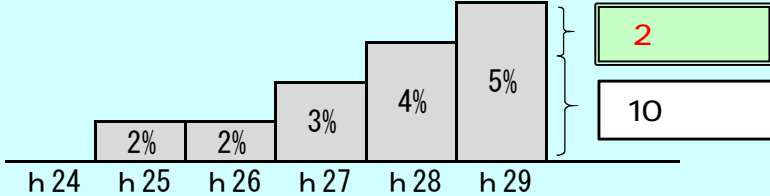
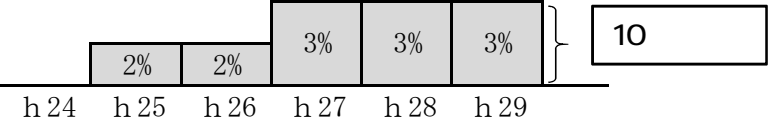
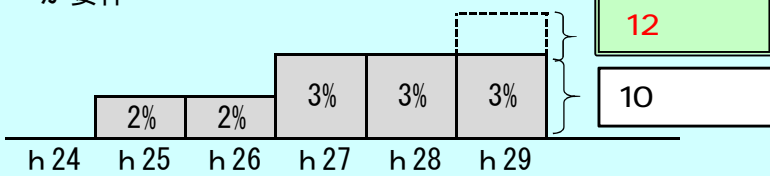
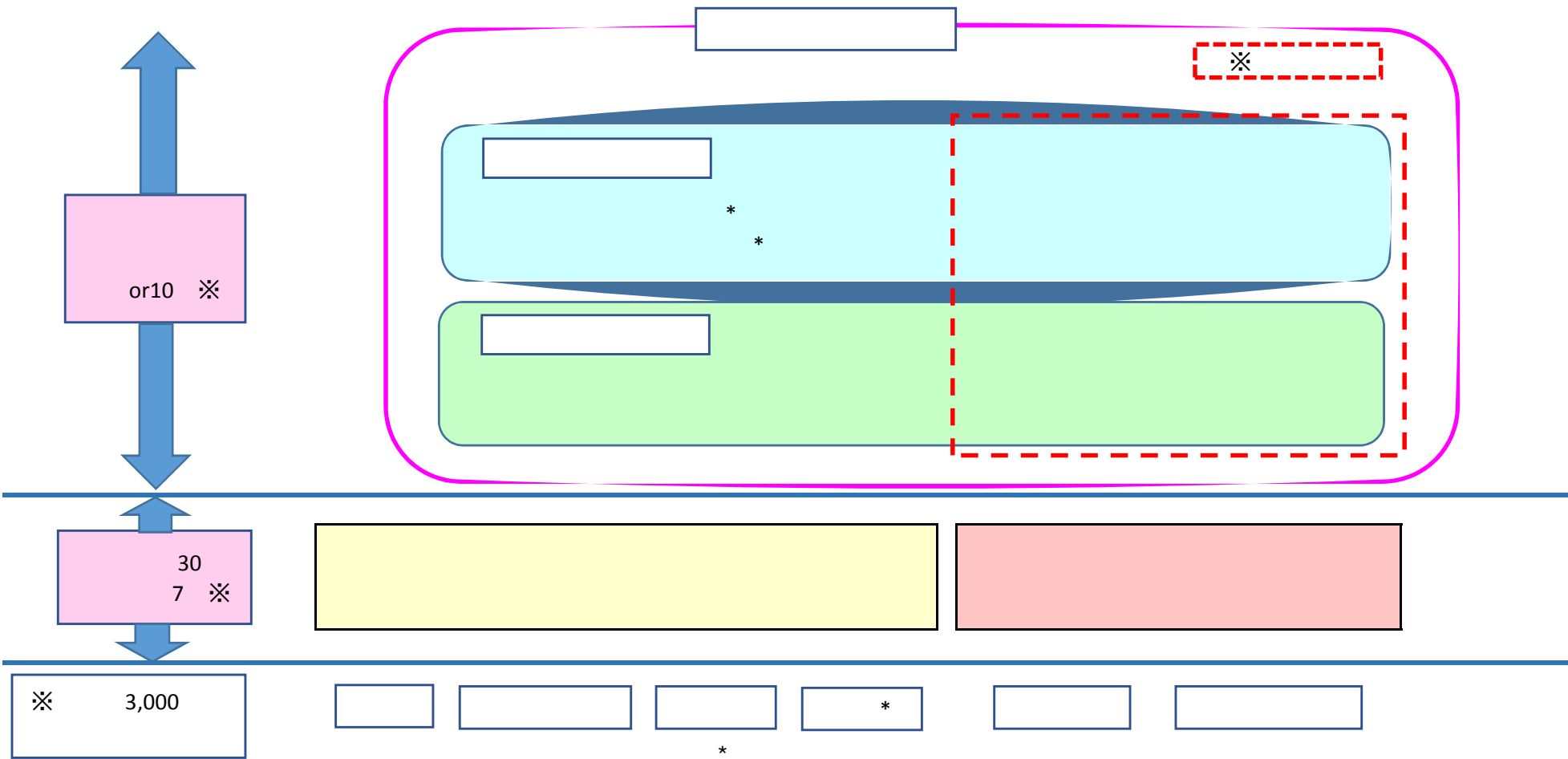


現行制度上、中小企業に対する の税額控除率は**12** とされています(中小企業 は**8 ~12**)が、改正ではこの12%の税額控除を確保しつつ
 試験研究費の **5** 場合は、増加率に応じて **17** (中小企業 は**6 ~14**)まで ます。
 企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する形ではなく、試験研究費の増減に応じた税額控除率とすることで、増加インセンティブを強化する狙い。
 総額型の控除限度額は法人税額の25%と現行通りですが、適用期限が2年間延長された で、中小企業については試験研究費の
 が**5** の場合は**10** します。なお、 **28** となります。
 また、 や (人工知能)等を活用した「第4次産業革命」が進展する中、対象となる のサービス開発
 します。例えば、センサー等による自動的なデータの収集や専門家による情報解析技術を用いた分析などが該当します。

法人区分	現 行	改 正 案
中小企業者以外	<p>【要件】</p> <p>①給与等支給総額：基準年度から一定割合以上増加 ②給与等支給総額：前期給与等支給総額以上 ③平均給与等支給額：前期平均給与等支給額を上回る</p> <p>【税額控除額】</p> <p>・（給与等支給総額－基準年度の給与総額）×10%※ ※法人税額の10%が上限</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p> 	<p>【要件】</p> <p>①、②：変更なし ③平均給与等支給額：前期比2%以上増加の要件に変更</p> <p>【税額控除額】</p> <p>・（給与等支給総額(A)－基準年度の給与総額）×10% ＋（A)－前期給与等支給総額）×2%</p> 
中小企業者	<p>【要件】</p> <p>①～③同上 ※ただし、①の増加割合は以下のとおり</p> <p>【税額控除額】</p> <p>・（給与等支給総額－基準年度の給与総額）×10%※ ※法人税額の20%が上限</p> <p>《要件①の増加要件割合》</p> 	<p>【要件】</p> <p>①～③：変更なし</p> <p>【税額控除額】</p> <p>・（給与等支給総額(A)－基準年度の給与総額）×10% ＋（A)－前期給与等支給総額）×12%※ ※平均給与等支給額が前期比2%以上増加であることが要件</p> 



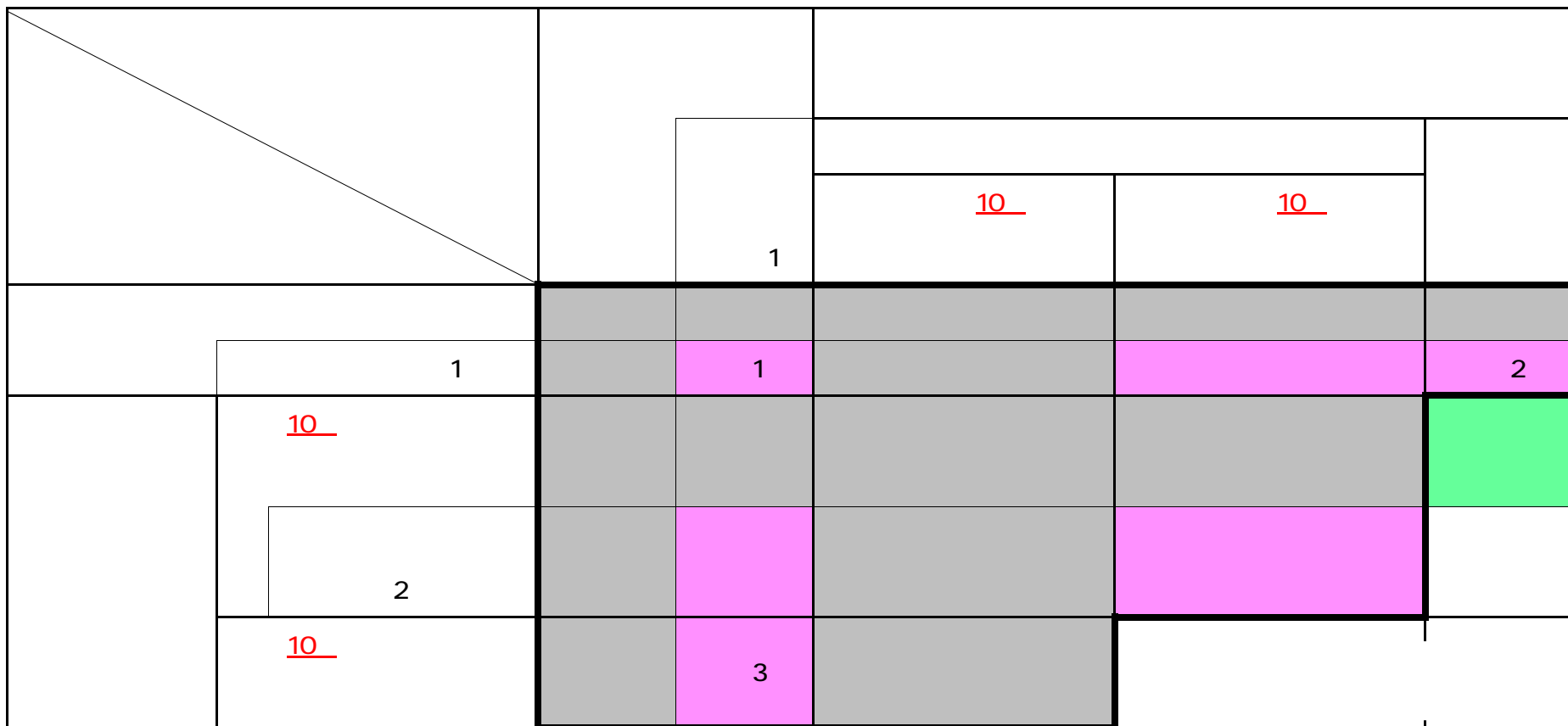
◆ 現行の中小企業投資促進税制の「上乗せ措置」が改組され、を創設します。
 現行の上乗せ措置は、生産性向上設備(最新モデルであること、旧モデルと比べて年平均1%以上の生産性が向上するなど一定の要件に該当する機械装置、サーバー用電子計算機、試験又は測定機器等が対象)又は収益力強化設備(投資利益率が5%以上となる投資計画に記載された設備)については
 ①資本金3,000万円以下の法人等及び個人事業主の場合は と 10 資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合は、
と 7 の選択適用ができるものとなっています。
 改正では、中小企業経営強化法の認定計画に基づく設備投資であることとしている制度の枠組みを踏襲し、現行制度で対象外となっている器具備品及び建物付属設備を対象に追加します。例えば、冷蔵機能付き陳列棚及び陳列ケース、業務用冷蔵庫、電気設備・空調・給湯設備、昇降機設備等が対象となるほか、要望の多い医療機器も「器具備品」に該当することから対象となりそうです。なお、中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限は2年間延長されます。これに伴い、これらの3つの税制措置を合わせ、税額控除限度額は法人税額の20%が上限となりました。
 因みに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制とは税理士等の経営改善指導及び助言を受けた中小企業者等が、その指導及び助言に基づく設備投資をした場合に特別償却30%又は税額控除7%を選択適用できる税制措置です。

		800	19	
		1	100	
			800	15

※平成28年度税制改正大綱の検討事項で、会計検査院の指摘を踏まえ、「資本金1億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う」とされていたことを受けて、今回の改正案に挙げたものです。

上記の太線部分の適用を受けるための要件として、「
 であることを目安にしたものです。」が追加されます。

ただし、すでに措置法の適用を受けていることを前提にした投資計画を実行している企業も想定されるため、施行までには
 を設けることになっています。



1
2

15 1

15

10

10

1
2
3